

第62回徳島県高等学校総合体育大会相撲要項

- 主催** 徳島県高等学校体育連盟 徳島県教育委員会 徳島県相撲連盟
- 後援** 徳島新聞社
- 主管** 徳島県高等学校体育連盟相撲専門部
-
- 1 期 日** 令和4年6月5日（日） 11：00より
- 2 会 場** むつみパーク蔵本相撲場（徳島市庄町1丁目76番地の2）
- 3 競技規則** 全国高等学校体育連盟相撲専門部競技会規定による。
- 4 競技方法** (1) 学校対抗 リーグ方式
(2) 個人試合 トーナメント方式（学年別・総合・体重別）
- 5 引率・監督** (1) 引率責任者は、校長の認める当該校の教職員、もしくは実習主任または実習助手とする。
(2) 監督、コーチ等は、校長の認める指導者とする。また、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入し、その証明書（コピー可）を総体申込用紙に添付することを条件とする。
- 5 参加資格** (1) 徳島県高等学校体育連盟に加盟する学校の生徒であること。
(2) 全国高等学校体育連盟相撲専門部及び、（公財）日本相撲連盟に選手登録している者。
(3) ア 平成15（2003）年4月2日以降に生まれた者とする。ただし、出場は同一競技3回までとし、同一学年での出場は1回限りとする。
イ 学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。
(4) 転校後6カ月未満のものは参加を認めない（外国人留学生もこれに準ずる）。但し、一家転住などやむを得ない場合は、徳島県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。
(5) チームの編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。
(6) 統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り当該校を含む合同チームによる大会参加を認める。
(7) 学校教育法第1条に定められた高等学校（中等教育学校後期課程を含む）以外の学校については、徳島県高等学校体育連盟会長から参加が認められた者とする。
(8) 上記以外は、全国高校総体、四国高校選手権大会要項に準ずる。

【大会参加資格の別途に定める規定】

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、徳島県高等学校体育連盟の大

会に参加を認められた生徒であること。

2 以下の条件を具備すること。

(1) 大会参加資格を認める条件

ア 徳島県高等学校体育連盟の活動の目的を理解し、それを尊重すること。

イ 参加を希望する特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校にあつては、学齢、修学年限ともに高等学校と一致していること。また、広域通信制連携校の生徒による混成は認めない。

ウ 各学校にあつては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく、運営が適切であること。

(2) 大会参加に際し守るべき条件

ア 徳島県高等学校総合体育大会要項を遵守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際しては、責任ある学校の教職員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償責任保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

6 参加制限

(1) 学校対抗については、1校1チーム(全、定は別)

(2) 個人試合については人員に制限をしない。

7 表彰

(1) 団体優勝校に賞状・優勝旗、メダルを、2位校、3位校には賞状を授与する。

(2) 個人優勝者には賞状、メダルを、2位・3位には賞状を授与する。

8 申込方法

(1) 申込みは所定の用紙に記入し、2部作成の上、下記宛に申込むこと。

〒779-3233 名西郡石井町石井字石井21の11

名西高等学校内 岩川 大助 宛

T E L 088-674-2151

F A X 088-674-8315

(2) 申込期日 令和4年5月2日(月)必着

(3) 全校加盟していない学校は、参加生徒1名につき1,300円(登録金800円と高体連部員負担金500円)を徳島県高体連事務局に納入すること。

9 その他

(1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

- (2) マスクを持参すること。(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- (3) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (4) 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- (5) 大会中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- (6) 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- (7) イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- (8) 参加者（選手）は終了後、速やかにシャワー室を利用して全身を洗浄すること。